

手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会
第3回印旛沼部会議事録

日時：平成16年3月23日（火）

場所：印旛支庁2階 大会議室

目 次

1.	開 会	1
2.	挨 拶	2
3.	報告事項	
	(1) 意見交換会の報告	3
4.	座長挨拶	3
5.	議 事	
	(1) 第2回印旛沼部会の意見・見解及び河川整備計画（案）について	4
	(2) 事業再評価（二重川）について	12
6.	今後のスケジュール（案）について	25

1 . 開 会

【司会】 それでは、時間が参りましたので、始めたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会第3回印旛沼部会にご出席をいただきましてありがとうございます。

本日、司会の進行を務めさせていただきます、千葉県土木部都市河川課企画調整室で室長を務めております大矢と申します。よろしくお願いいたします。

初めに、きょう欠席をされております委員の紹介をさせていただきます。

学識経験者でお世話になっております中村俊彦委員、それから、斎木勝委員が所用がありまして欠席であります。それから、河川利用者ということで、血脇一己委員、それから、松原信吉委員、2名の方が欠席であります。以上4名の方がきょう欠席ということで聞いておりまして、始めさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、本日出席の委員のうち、栄町長さんの川崎吉則様がこのたびの選挙により新たな委員になられましたので、ご紹介をいたします。委員名簿につきましては変更させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、あらかじめ郵送させていただきました資料としまして、皆様のお手元にファイルで綴ってある懇談会の次第、資料1、資料2、参考資料2、資料3、資料5をあらかじめ送付させていただきました。本日お配りしました資料としまして、参考資料3、資料4、参考資料4、それから、印旛沼健全化会議の緊急行動大会の資料、それから、都市型水害国際シンポジウムということでチラシをお配りさせていただきました。参考資料3から参考資料4につきましては、あらかじめお配りさせていただきましたファイルの中にインデックスをつけてあります。後でそこへファイルして、管理していただけたら幸いです。

以上、配付しました資料を確認させていただきましたが、不足があれば今、申し述べていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、河川管理者を代表いたしまして、私ども千葉県土木部都市河川課長の市川より一言ご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

2. 挨拶

【都市河川課長】 都市河川課長の市川でございます。

手賀沼・印旛沼・根木名川圏域流域懇談会の第3回印旛沼部会を開催するにあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本日は、年度末のお忙しい中当懇談会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、去る2月3日に佐倉市市民音楽ホールにおいて開催しました印旛沼流域水循環健全化緊急行動大会には、流域市町村の各首長さんをはじめ多くの方々のご出席を賜り、盛大に行うことができました。この場をおかりし、改めてご報告申し上げるとともに心からお礼を申し上げます。

さて、今回の部会は、去る1月20日開催の第2回印旛沼部会での原案に対するご意見などをもとに作成した最終案でございます。これにつきまして、事務局より説明させていただき、再度ご検討願ひ、既にご検討いただきました手賀沼・根木名川の計画とこの印旛沼の計画をあわせ、本圏域の河川整備計画(案)としたいと考えております。なお、このほか、現在継続中の事業に対する再評価の審議もお願いしたいと考えておりますので、あわせてよろしく願ひいたします。

それでは、高橋先生をはじめ各委員の皆様、よろしく願ひいたします。

【司会】 ありがとうございました。

先ほど私、河川管理者を代表いたしましてと申し上げましたのは、本日、都市河川課長と印旛沼流域に関係する千葉土木事務所、印旛土木事務所、成田土木事務所の所長さんに出席をいただいております。そういうことから代表ということでお話しさせていただきました。よろしく願ひします。

それでは、議事に入る前に、関連のありました印旛沼流域水循環健全化会議の緊急行動計画がまとまりまして、皆さんに一応会議に入る前に事務局より報告をさせていただきたいと思ひます。事務局の中橋のほうから説明をしますので、スライドを使ったりするかもしれませんが、少しばかりの時間をいただきまして聞いていただきたいと思います。

3 . 報告事項

(1) 印旛沼流域水循環健全化緊急行動大会について

【事務局】 都市河川課企画調整室の中橋と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 1 のほうに、2 月 3 日火曜日佐倉市市民音楽ホールで行われました印旛沼流域水循環健全化緊急行動大会の様態を入れさせていただきました。参加者数は約 7 5 0 名ということで、会場は満席というような状況でございました。そのときに配付しました緊急行動計画書というものを、お手元の緑色の封筒の中に入れてあります冊子として発表させていただいておりますので、これは後ほどごらんいただければと思います。

本日は、この辺の内容について、私の話よりもビデオのほうがわかりやすいということで、千葉日報のほうで作成しました当日収録したビデオ、これ、編集して 7 分程度のものなんですけれども、これを見ていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(ビデオ上映)

【事務局】 以上をもって報告とかえさせていただきたいと思います。

【司会】 ありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、高橋座長よりごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 . 座長挨拶

【座長】 皆さん、こんにちは。今年の 1 月に第 2 回の懇談会以来本日で第 3 回目となります。これまでのご意見などを参考にして原案を修正し、本日提案のようになったということが先ほど河川管理者のほうからお話がありました。意見とその対応については、詳細、本日の資料に添付してあるようであります。この計画は従来の決まり切った計画と違って、本流域にふさわしい整備計画となっているように思います。河川整備計画と言えば、とかく従来の構造基準にとらわれたものにとらえられがちです。今でもその概念を抜け出せないで、現状を知らないまま構造基準から転換を図らなければならないなどと言っている向きもあります。しかし、本案では、事務局案やそれに対する意見、対応など、そういった形をいろいろとらえまして、はるかに進んだ相当柔軟なものになっております。もちろん問題がないわけではありません。また、実施上の細部については、今後の事業進行中

に討議していけるものもあるように思います。そこで、まず、計画案を決定し、一日も早く完成させて、地域の安全、環境の保全、地域の皆さんの安らぎの場となるようにしていきたいものだと思っております。本日は、この計画のほかに事業の再評価ということもありますので、しばらくの間よろしくお願いいいたします。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。議事の進行は、懇談会の規約に従いまして高橋座長をお願いしたいと思います。高橋座長、よろしくお願いいいたします。

5 . 議 事

(1) 第 2 回印旛沼部会の意見・見解及び河川整備計画 (案) について

【座長】 それでは、規約によりまして、私が議事進行を行うことになっておりますので、議事次第に沿って議事を進めることにいたします。座ったままでやらせていただきます。

それでは、事務局より議事の 1、「第 2 回印旛沼部会の意見・見解及び河川整備計画(案)について」をご説明していただきたいと思えます。

【事務局】 それでは、議事の 1 番目、第 2 回印旛沼部会の意見・見解及び河川整備計画(案)についてご説明申し上げます。座って説明させていただきます。

資料につきましては、意見・見解についてを資料 2、第 2 回議事録を参考資料 2、河川整備計画(案)についてを資料 3、河川整備計画(案)の説明資料ということでパワーポイントの資料を用意しておりますので、それを参考資料 3 ということで、ご説明させていただきます。

この中で、まず、資料 2 の意見・見解につきましてご説明いたしますが、資料 3 の本文につきましては、今回、第 2 回から第 3 回において加筆修正した部分について赤書きで着色させていただいておりますので、その部分が変わったところということであわせて見ていただければと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

まず第 1 に、意見・見解のほうの 1 と書かれたところからご説明させていただきます。まず、文化財に関してなんですが、印西市西根において、今から約 1,000 年前の水路跡が発掘されたと。このような発掘成果を河川整備計画に資料として活用していただきたいというようなご意見をいただきました。これにつきましては、河川整備計画

本文には、簡単ですけれども加筆させていただいております。それが3ページの文化財と
いうところなのですが、赤く着色した部分、「印西市西根において、今から約1,000年
前の奈良・平安時代につくられた水路跡も発掘されており、人と川との関わりが永きにわ
たっていることが伺えます。」というような形で記載させていただきました。

続きまして、2から4のご意見についてなんですが、手賀沼が浄化されたのは導水
である。なぜ印旛沼は導水できないのか。沼の流動化について記述したらどうかというよ
うなご意見をいただきました。これにつきましては、当面、汚濁負荷に関する流出抑制対
策の徹底に務めるべきと考えております。基本的には流域の問題はまず流域で取り組むこ
とが必要ではないかというようなことで、もちろん導水についても今後の検討の中では必
要という方向性が出されて、また、流域の取り組みも十分なされた場合には、整備計画
を変更して取り組んでいくというふうに考えておりますが、現状でいきますと、とりあ
えず流域でできることをやっていきたいというように考えておりますので、そういう意味
で、本文の中には、11ページになりますが、「整備計画策定後もこれらの状況の変化や新た
な知見・技術の進捗などの変化により、適宜見直しを行うものとします。」というよう
なただし書きをつけさせていただきました。

続きまして、次のページになるんですが、5になります。5のご意見につきましては
は、流出量の表現、ここはちょっとパワーポイントにはないんですが、流出量の表現につ
きまして紛らわしい表現があったということで、この辺については修正させていただきました。

続きまして、6、治水面についてなんですけれども、河川整備計画を、河川整備を進
めていく上で戦略的なものをもう少し書き込んだらどうかというようなご意見をいただ
いております。県としても、整備の重点をどこに置くかということは十分認識しております。
特に、この流域において現況治水安全度が低い、また、資産が集積しているという鹿島川、
高崎川、それとあと、それを受け皿とします印旛放水路、この3河川を緊急的に整備す
る予定であります。本文につきましては、14ページと24ページになります。14ページ
につきましては、治水に関する目標ということで、「水害により生じる直接的な資産被害
が高い市街地について、重点的に浸水被害の軽減を図るものとし、概ね50年に1度発生
する洪水を安全に流下させることを目標とします。」ということで、目標は高く掲げてお
るんですが、今回の整備計画においては、圏域内の河川延長の約7割の区間が概ね10年
に1度発生する洪水を安全に流下させることができない状況にあるというようなことで、当

面10分の1の治水安全度を目指すというようなことをコメントさせていただいております。それと、「優先度の高いものを重点的に進め、効果的な事業の実施に努めます。」というものを加えさせていただいております。

続きまして、次の3ページ目の7になります。7については、圏域内の河川は水質が改善されてきたということは書かれているが、水質改善対策、どこで実施したかということを書き記述すべきではないかというようなご意見をいただきました。これにつきましては、河川浄化施設ということで、大堀川、それから大津川2カ所、桑納川で実施しております。それから、導水事業については、手賀沼、大堀川で実施しているというようなことで、本文の17ページになります。ここでは、「北千葉導水事業」による手賀沼と大堀川への浄化用水の導水、浄化施設の設置、で、括弧書きとして(大堀川、大津川、桑納川)というような記述で加えさせていただきました。

続きまして、8自然環境に関することなのですが、ヨシやマコモなどの抽水植物の保全があげられているが、水際の植生だけではなく、沈水植物やアサザなどの浮葉植物ももっとたくさんあったのが現在はなくなってしまったと。これらの回復を目指していただきたいというご意見をいただいております。これに対して、沈水植物の生育環境を整えるためには水質の大幅な改善が不可欠です。水質改善に印旛沼流域水循環健全化会議などの取り組みを通じて考えていきたいというふうに考えておまして、本文の18ページになりますけれども、まず、現状と課題の中で、多少この辺を書き加えさせていただいております。赤書きになった部分長いのでちょっと省略しますが、このような項目を加えさせていただきました。それと、20ページの目標のところにも、「かつての手賀沼や印旛沼は、沈水植物や浮葉植物などの水生植物の宝庫であり」というような認識を新たに加えていただいております。

続きまして、意見・見解の4ページ目になります。9になります。河川整備計画を読めば、河川改修はこうやるんだなということはわかりますけど、総合的な環境ということについてはほとんど触れられていないというようなご意見をいただいております。これについては、行政が効果的な事業展開を重視してきた結果、環境に関する弊害が生じてきた、こういう認識は確かに持っております。今後は環境にも配慮していくことが必要だということは考えておりますので、その辺を明記させていただいております。18ページの現状と課題という中で、特に今回このご意見をいただいたのは、水田の乾田化の内容でいただいておりますので、「水田の乾田化や末端水路の改修によって水域の連続性が失われ、ド

ジョウ、ナマズ、メダカなど河川と水田を行き来するような種は減少しています。」という認識を入れさせていただきました。

それから、 11 になりますが、印旛沼は、絶滅危惧 1 B 類に指定しているサンカノゴイが繁殖しています。それから、オオセッカの観察記録がある。この記述がないので追加していただきたいというご意見をいただきました。これにつきましては、当初貴重種については、そればかりが重要視されてしまうというおそれがあって記述を控えていましたが、追加するということにいたしました。本文の 18 ページ、赤書きの部分になるんですが、「水面、ヨシ原、斜面林と連続する自然は豊かな繁殖場を提供しており、環境省レッドデータブック絶滅危惧 1 B 類のサンカノゴイやオオセッカの繁殖も確認されています。」というように記述させていただきました。

意見・見解の 5 ページ目の 12 になります。農地から出る富栄養価の物質をどういふふうに扱うかということを考えていかなければいけないのではないかというご意見をいただきました。これに関しては農業の関係で、これは事務局側の回答ではなかったんですけども、回答をいただきましたので、その辺をちょっとコメントとして見解の中には入れさせていただきました。農業者も水を汚しているのは事実だと思います。大きな原因が、田植え前の代かきをしてその水の肥料分が流れることにありますというご意見です。それから、印旛沼の汚れた水を田んぼに通すだけでも何割か浄化しているというデータもあります。現在、国営かんがい事業、印旛沼 2 期地区という計画を進めており、これの中でも汚染された水を印旛沼に排水しない方法を検討しているというようなご意見もいただきました。これらについては、20 ページ、農地から負荷軽減ということで、地域と連携して取り組んでいくというような内容のところで記載させていただいています。ちょっと後段のほうがそうなんですが、「関係機関や地域住民と連携を図りながら、引き続き水質浄化対策を推進していくものとします。」というふうに記述させていただいております。これが 13 番、14 番、15 番のご意見が 12 番のご意見に対してのある程度回答をしていただいたというような形になるかと思います。

続きまして、16 番のご意見、これについては、ちょっとパワーポイントのほうには入ってなかったんですけども、平成 17 年度の水質目標を手賀沼が COD 13、印旛沼が COD 10 と。数字だけ見ると平成 14 年度の公表値より高いというようなことで、説明を入れる必要があるのではないかというようなご意見をいただきました。県のほうでは、環境基準値に向けた取り組みということで、5 年ごとに策定している「湖沼水質保全計画」

で、平成17年度の目標値は平成12年度に決めているんですが、12年度の水質の実態を勘案して17年度の目標を決めています。当時12年度のCOD値というのは、手賀沼で15、印旛沼で11であったということから、平成17年度の目標を手賀沼で13、印旛沼で10という形で決めております。ただ、環境基準値は手賀沼が5、印旛沼が3ですのでまだまだ達成されていないということで、この辺は、また「湖沼水質保全計画」の中で目標値がどんどん高く誘導されていくと思いますので、それにあわせて整備計画のほうもそれを目指して取り組んでいくというような形になるかと思います。

続きまして、17、汚染そのものは家庭雑排水の流入によって進んでいると思うので、各自治体に公共下水道の促進及び調整区域については、合併浄化槽の設置等の一層の推進を明言すべきというご意見をいただきました。水質問題は、流域全体で取り組まなければ改善されないものと認識しております。ということで、21ページに下水道の普及推進というようなこと、そういう中で記載させていただいております。「関係市町村や関係部局と調整を図り、水質監視体制の充実、事業者への自主監視体制の指導を進め、水質の汚濁要因の軽減を図ります。さらに手賀沼ビオトープなどの環境学習の場を利用した啓発活動を推進し、河川管理者、関係機関及び地域住民が協働で水質浄化に努めます」というふうに記載させていただきました。

済みません。パワーポイントのほうの協同の「同」がちょっと違っておりました。失礼いたしました。

続きまして、ちょっと戻るんですが、10の意見、先ほどの農地の話があったんですが、昔は水域の連続性があったが、今は連続性が非常に少なく、魚種は減っているのが、ここの表現はもう少しお考えいただきたいというようなことがありました。これは記入が間違っていたということで修正させていただいたんですが、水田の乾田化や末端水路の改修など連続性の減少は明らかです。ということで、本文を修正しております。目標値のところ、河川整備計画の23ページなんですが、河川管理者ができる範囲内のことをここで明記させていただいておりますが、「取水堰や橋梁などの河川横断構造物に対しては、魚類の移動の障害や植物の生育など河川環境の障害とならないように施設管理者と調整し、適切な処置を行うとともに、改築や新設の際には適切な指導を行うものとしします。」というふうに記載させていただきました。

続きまして、意見・見解の6ページになります。18になります。環境学習、情報発信、親水性、環境、その他の面で拠点となるセンターをつくりたいというご意見をいただ

いております。河川管理者は、河川管理施設でないものについては基本的には設置できないということがあります。階段護岸や親水デッキ等の拠点については、必要とあらば今後の動向を見ながら検討していきたいというふうに考えております。これについては、本文23ページになるんですが、「治水を目的とした河川整備の際には、管理用通路を整備し、散策などに利用しやすいような環境の創出を図るとともに、公園や住宅地などの多数の住民が集まる施設や地域に隣接する河川では、水辺に近づける階段の整備、子供が安心して遊べる浅瀬の整備などを推進し、住民が川に親しめる拠点の整備に努める」というふうに記載させていただきました。

続きまして、20、懇談会の発言の中で学識経験者・住民の声も確かに尊重すべきだが、現実の問題としては、目的はまず治水整備の一言に尽きるというようなご意見をいただきました。河川管理者として一番の責務は、「住民の生命と財産を守る」ということと考えております。ただ、これまでの行政が行ってきたその改修ということも考慮いたしまして、今後の河川整備に際しては、環境への配慮もあわせて行いたいというふうに考えております。この辺については本文の24ページなんですが、「施行の場所は、洪水に対する安全を優先的に考慮するとともに、自然環境や親水環境等の面にも配慮し、河川工事を計画的に進める区間は、沿川の人口や土地利用、災害の発生状況、既往計画や事業の実施状況を鑑み決定し、優先度の高いものを重点的に進め、効果的な事業の実施に努めます。」というふうに記載させていただきました。

続きまして、21番になります。「印旛沼は、印旛沼総合開発事業によって、概ね5年に1度の洪水に対応できる規模で改修が完成していますが」と記述があるが、印旛沼開発工事誌によると30年確率で3日雨量、3日雨量の30年確率で決定しているというふうなことであるので、整合がとれていないのではないかというご意見をいただきました。これは確かに記述の仕方がちょっと誤っておりました。印旛沼は30年に1度の洪水に対応できる規模で改修が完成しています。ただ、流域の市街化の進展、それから、堤防の沈下等が起きておまして、現在では概ね5年に1度の洪水に対応できる規模まで治水安全度が低下してきております。この辺を本文の27ページですね。27ページ、印旛沼・長門川・印旛水路という項目の中で記載させていただきましたが、「印旛沼は、「印旛沼開発事業」によって、概ね30年に1度の洪水に対応できる規模で改修が完成しましたが、流域の市街化の進展等に伴い、現在では概ね5年に1度の洪水に対応できる規模まで治水安全度は低下しました。」という記載に変えさせていただきました。

続きまして、意見・見解の7ページになります。22番、手繰川でいえば国道296号の直下、それから、小竹川のほうは市の管理の区域との境界で年に何回か越流しているというご意見をいただいております。手繰川の国道296号周辺については、基本的には、県のほうとして整備は終わっているという認識は持っております。上流区間については佐倉市で改修事業を今、実施していると聞いております。県管理区間においても、今後、浸水実態を調査した上で、必要があれば現在ご提案させていただいています整備計画(案)を変更して、また検討していくというふうに考えております。本文については27ページになります。「手繰川と小竹川は「印旛沼開発事業」による一次改修がなされており」ということで、「現況の治水安全度を維持するための管理を行います。」という記載にとどめております。

23から26番については、具体的な整備計画の記述に対するご意見をいただいたんですけども、前回もちょっとお断りさせていただいたんですが、印旛沼流域水循環健全化会議で詳細な検討を行った上で具体的にその数値を出していきたいというふうに考えておりますので、ここでは記載を省かせていただいております。

それから、27番についてもちょっと記述が誤っていたということで訂正させていただきました。

続きまして、意見・見解の8ページになります。28なんですが、印旛沼堤防を当面5メートルでかさ上げするというのですが、沼だけではなく、河川の中流域までの築堤をあわせて行っていただきたいというご意見をいただいております。計画している印旛沼堤防は、計画高まで築堤を行う計画となっています。印旛沼堤防のかさ上げを行うとともに、不足する流入河川の堤防高も確保する計画になっています。これに関しては、具体的に記載されている場所ではないんですが、本文の70ページというところで、「堤防、護岸、洪水調節池などの施設がその機能を常に発揮し得るように日常的な河川巡視による異常の早期発見、状況の把握に努めるとともに必要な対策を行います。」というようなところが多少この辺に触れているのではないかと考えております。

続きまして、意見・見解の8ページの29番になります。環境のためにヨシ、マコモ等の水生植物を増やすのはよいが、水質改善のためにそのような植物帯を生かすには、植物が吸収したものを刈り取って回収しなければいけないというご意見をいただいております。植生帯については、通常の方法と同様に定期的な刈り入れと回収を行います。刈り取ったヨシなどは、その利用も含めて検討が必要であるというような認識を持っております。そ

ここでちょっと記述を修正させていただきました。70ページなのですが、「なお、植生帯の施工においては、浄化で吸収した窒素・リン等が再び河川に戻らないような植物の利用・処分方法を含めた検討を行った上で設置するとともに、その維持管理にあたっては、設置された植生帯における鳥類等の生息状況を勘案しながら、実施の時期、範囲等を検討することとします。」というふうにさせていただきました。

続きまして、意見・見解の9ページ、30になります。環境の目標があげられており、河川改修は詳しく出ているのだが、環境というものをもう少し考えていただきたいというご意見をいただきました。印旛沼の環境の目標は、「印旛沼流域水循環健全化会議」の中でテーマとして掲げているんですが、「恵の沼をふたたび」としております。従来の印旛沼の姿への回復を基本的に目指しております。本文については、72ページになりますが、「印旛沼においては、治水、環境に関する喫緊の課題に対応するための「印旛沼流域水循環健全化会議」を設立し、「恵の沼をふたたび」と題して緊急行動計画を作成して、市民団体、水利用者、行政が一同に会して計画を策定し、実践しています。これら取り組みを河川管理者も実践するとともに、様々な取り組みを支援していきます。」というふうに記載させていただきました。

続きまして、32です。河川愛護月間というのが7月にあり、実施している機関が果たしてどのくらいあるのかと、この辺についてはもう少し活用したらどうかと、河川愛護月間をですね、そういうようなご意見をいただいております。国及び県では、河川愛護月間に関係市町村や市民団体、地域住民の協力を得て、県内各河川で河川清掃などの取り組みを実施しています。もちろんこの取り組みはすべての河川で実施しているわけではありません。今後このような取り組みを継続するとともに、さまざまな場合を通じて地域住民との情報共有や意見交換を行いながら、河川愛護活動を広げていきたいというふうに考えております。河川整備計画の本文については、72ページの中に、このような活動の中に「行事の開催」というような言葉をあえて、つけ加えさせていただいております。

続きまして、ちょっと戻ります、31番。32番を今ご説明させていただいたんですが、31番になります。市民の郷土意識を高め、親水性を高めることが河川浄化に寄与すると思われる。多様な世論形成のためにこれらの開催機会を併せて広報し、市民の親水性を高めることができるのではないかとというようなご意見をいただきました。これについても、印旛沼においては、治水、環境に関する喫緊の課題に対応するために「健全化会議」を設立しているというようなことで、こういうような大会等を開催することで、今後とも

このような場を利用していきたいというふうに考えているということで、これも、本文の72ページの中にこれらに関する記述、それから、支援策を記載させていただいております。

それから、33以降の件につきましては、基本的にはご質問、ご意見という中で、河川整備計画の特に本文に影響しないご意見ということで、一応回答は書かせていただいておりますので、これにつきましては、意見・見解集をちょっとごらんになっていただければと思っております。

済みません。あと、ちょっと訂正なんですけど、お配りのパワーポイント資料の8ページの右上の治水という中で、ちょっと本文の記載の対応と合っていない部分がありまして、パワーポイントのほうは、流域の市街化等の進展に伴いというふうに書いておりますが、本文のほうでは、それにあと、堤防の沈下というものがちょっと入っておりますので、ちょっとその辺記述が誤っておりましたので、訂正させていただきます。

以上の内容を一応整備計画の(案)ということで整理させていただいたのが資料3のほうになります。資料3のほうの特に赤書きとなっている部分、この辺が前回皆様方からいただいたご意見をもとに加筆修正させていただいた部分となります。

以上でございます。

【座長】 　　ただいま事務局より議事1について説明がありましたが、何かご質問、あるいはご意見等がありましたらお願いいたします。

それでは、一応ないようでございますので、一応事務局案として、事務局の本案は了承したということにいたしたいと思っております。

なお、最後にもう一度何かご意見がありましたら伺いますので、そのときまでにまた考えていただいてもよろしいかと思っておりますので、一応了承していただいたということにしたいと思っております。

それでは、議事の2事業再評価というところに進みたいと思っております。事業再評価(二重川)について、説明願います。

5 . 議 事

(2) 事業再評価(二重川)について

【事務局】 　　では、続きまして、議事の2、事業再評価(二重川)についてご説明させ

ていただきます。

評価の背景、流れについては、県の都市河川課のほうからご説明させていただきますが、事業そのものの評価の内容につきましては、事業実施主体が船橋市となっておりますので、船橋市のほうからご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。座ってご説明させていただきます。

資料につきましては、資料4、それから、参考資料4というようなものがお手元にあると思いますが、参考資料4のほうでご説明させていただきたいと思います。

まず、再評価というのが生まれたそのわけなんですけれども、平成2年ぐらい、これがバブル景気ということで、これが崩壊しましてもう十数年たつわけですが、景気が低迷してもうかなり長い時間たっているということ、景気回復の兆しがあまりはっきり見えてこない。そういう中で公共事業予算が大幅に減少してきております。県の予算としても、河川事業費につきましては平成5年ぐらいをピークにどんどん下がりに続き続けてきておりまして、現在では大体3割ぐらいまで落ち込んできております。そういう公共事業費が落ち込んできているという中で、やはりその使い道について国民の関心が高まってきている。そういう中で情報の透明性の確保がまた必要になってきております。また、景気が低迷してきますと、景気のいいときですと、皆さん、海外のほうに行ったり、大自然を満喫できたわけですが、最近では景気が落ち込んでいるということで、身近な河川等に関心が高まってきているというような状況にあります。こういう中で国民の意識としては、今やっている公共事業について環境への影響はどうか、時代のニーズにほんとうに合っているのかどうか、ほかの方法はないのかというような疑問が湧いてきております。

その流れを受けまして、国土交通省では、平成10年度に公共事業を評価する仕組みをつくっております。時間とともに社会ニーズというのが景気、高度成長期以降なんですけれども、国民ニーズ、かなり急激に変わってきています。10年たつとそのニーズが大幅に変わるというような流れもありまして、公共事業も、河川事業など長期化するものについてはかなり前からやれてきておるんですが、この先もかなり時間を要するというようなことで、やはりある程度のところで見直すことも必要だろうと。要は公共事業にも賞味期限がついたような、そういうようなとらえ方がされてきております。今回のご提案させていただく二重川につきましても、平成6年度新規事業として採択させていただきまして、現在までやってきておりまして、事業採択後10年を経過したというようなことで評価の時期を迎えてきております。

それでは、河川整備計画を今つくっているのに、なぜ評価しなければいけないのかというように、河川整備計画（案）は、今、本日おおむねご了解いただいたところなんですけれども、平成15年度に作成したというものでございますが、これまでその中にくくられている事業としては古いものもあり、今回の二重川のように平成6年から事業をやっているもの、それから、これから始まるもの、いろいろあるというようなことで、それぞれの河川ごとに一度見直す必要もあるんだらうというような考えが生まれてきます。そのようなことからやはり事業ごと、一定期間経過したものについて見直すべきというような視点から再評価ということが生まれてきております。

千葉県では、国のやり方をもとに千葉県独自のルールをつくってきております。千葉県の公共事業については、すべての公共事業なんです、千葉県土木部・都市部所管国庫補助事業再評価監視委員会というところがありまして、そちらのほうにすべての事業を評価するということが上がっていくんですけども、この中で河川事業・ダム事業については、河川整備計画策定のための流域懇談会がある場合は、地域と密接な関係がある、それから、計画策定段階から議論しているということから、流域懇談会のほうでその事業の評価を行いなさいというふうなルールになってきております。

再評価のやり方ですけども、評価監視委員会のやり方というのは、大きくくくって4つの視点があります。事業の進捗状況、社会経済情勢等、コスト縮減・代替案の可能性、事業の投資効果という大きく4つの視点で、総合的に勘案した結果、中止か継続かというようなことを決めていくという流れがあります。これに加えて流域懇談会の視点としては、河川整備計画と整合がとれているのかどうか、それから、地域への恩恵があるのかどうかというようなことも含めて議論できるのではないかとこのように考えております。このように中で継続か中止かというのを一度評価していただき、懇談会としての方向性を出していただければと。それをもって河川管理者が最終的に継続する・中止するというものを判断させていただくというような流れになってきます。

これから先の説明は事業の説明になりますので、船橋市のほうから説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 評価対象事業でございます二重川改修事業の説明をさせていただきます。船橋市下水道部河川整備課の国分と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当懇談会で委員の皆様にご覧いただきまして二重川の概要を説明させていただきます。座って説明させていただきます。

二重川は、利根川水系、神崎川の右支川でございます。船橋市北東部にその源を發しまして、大地に沿って水田地帯を北東に流下し、大神保町付近で流行を北に向け、法目川を合わせて白井市白井地先で神崎川へ注ぐ流域面積13.27km²、施工区間延長6.43kmの一級河川でございます。この二重川の上流部富ヶ沢橋より井草排水路合流点までの2,410mについては、平成6年度より船橋市において降雨確率50分の1の改修事業を実施しております。この改修事業が開始後10年を経過して現在も継続中でございますので、今回の事業再評価を実施するものでございます。

次に、事業の進捗事業でございますが、全体事業費は33億円でございます。平成6年度から平成15年度末現在までの投資額は26億円となっておりまして、投資額ベースの進捗率は78%となります。改修済み延長は1,540mとなりまして、残工事の内容としましては、築堤と河道掘削を870m実施いたしまして、平成18年度に完了する予定でございます。進捗上の課題でございますが、流域の上流台地部は現在でも市街化が著しく、平成に入ってもからも10回以上の浸水被害が発生しておりまして、早急な対応が必要となっております。

次に、社会経済状況でございますが、二重川の流域は、船橋市、鎌ヶ谷市、白井市の3市にまたがっておりまして、千葉市中心部より北西へ20km、首都東京より北東へ25kmから30km圏内に位置しておりまして、千葉ニュータウンの大規模開発をはじめとした都市近郊のベッドタウンとして都市化の著しい地域となっております。

次に、コスト縮減案等でございますが、二重川の改修に当たりましては、現状の河川法線を最大限に重視いたしまして、土羽河岸を原則とした必要最低限の河道改修となっております。ごらんいただいております横断図は富ヶ沢橋から上流へ向かって約970m区間の断面でございます。計画流量は毎秒45m³/sでございます。

次に、事業の投資効果でございます。まず、写真をごらんください。平成15年、昨年10月に二重川の最上流部の船橋市八木が谷3丁目地先で発生しました浸水状況でございます。事業投資効果につきましては、50年に1度の洪水規模で発生すると想定される氾濫区域は43ヘクタール、氾濫区域内家屋は46戸となっております。そのときの被害額でございますが、家屋や家庭用品、農作物などの一般資産被害額は7.3億円、道路や橋、下水道などの公共土木施設の被害額は12.3億円、水害に伴います営業停止損失や清掃などの間接費は7,000万円となりまして、これらを合計いたしますと20億円になります。年平均被害軽減額でございますが、これは洪水の生起確率を被害軽減額に乘じまして、計

画対象規模までの被害軽減期待額を累加することにより求めるもので、額は7億円となります。

続いて、総便益でございますが、この便益とは、治水施設の整備によりまして防止し得る被害額をいいます。総便益は、整備期間である平成6年度から18年度までの13年間と完成後50年間を評価期間としまして算定したものでございます。平成15年を基準年として、基準年以前の便益と基準年以後予想される便益を平成15年度の価値として現在価値化しております。これによりますと、総便益は170.8億円になります。

次に、事業費でございますが、事業費は33.24億円となりまして、このほかに維持管理費として、整備期間中と完成後50年間について事業費の0.5%を計上いたしました。これらについても、平成15年を基準年として算出したしまして、現在価値化しております。総費用は36.4億円となります。

次に、事業の投資効果でございますが、今、説明しましたとおり、総費用コストが36.4億円となり、先ほど説明いたしました総便益、被害軽減期待額の累計が170.8億円となります。これにより費用対効果、B/Cは4.69となり、投資額の4.69倍の効果が期待できることとなります。

以上まとめますと、二重川改修事業の現時点での進捗状況は78%であり、平成18年度に完了予定であること、また、近年でも洪水被害が頻発していること、さらにコスト縮減面でも、最低限の用地確保で最大の効果が得られること、それから、費用対効果は4.69となることなどから、事業を継続することが妥当であることを事務局として提案させていただきます。ご審議をよろしく願います。

【座長】 ありがとうございます。

それでは、議事2について説明がありましたが、このことについて何かご意見等がありましたら願います。

【A委員】 せっかく再評価ということで、初めてこういうお話をお聞きしましたので、ちょっとお聞きしたんですけれども、治水に関しての部分で、今、進捗率78%で、今後也十分費用対効果の面で意味があるというお話でお聞きしました。そのことについては特に問題はないんですけれども、今回、この流域懇談会の中で環境に対する配慮ということをお聞きして、環境に対する配慮という部分をこういった形で盛り込まれるのかという部分についてお聞かせいただけないでしょうか。

【座長】 残事業をやる間に環境についてどのような配慮をするのかということでございます。

【事務局】 二重川の整備方針なんですが、先ほど質問が出ました内容なんですが、整備していく上での整備方針も多自然型川づくりということで環境を配慮した川づくりを行っております。その方向性、それから、具体的な内容なんですが、どのようなことをやっているかといいますと、地域の特性になじむようにコンクリート等の素材は極力使わず、生物が生育しやすい環境にしますということで、ワンド形成のための玉石とか、木杭を設置してワンドをつくって、稚魚や育成の場を設けたいというようなコーナーをつくったり、それから、平常時に単調になりやすい、上流域に下水道がかなり普及してきておりますので、晴天時の水量がかなり減ってきております。そういう部分に対して単調になりやすい川の流れに対して、瀬や淵などをつくることによって変化を与えて、なじみやすいというか、そういうものの形でつくっております。

それから、両側の管理用通路、これを、3 mを利用して人々が水に親しめる散策路というような形で使えるような形の整備をしております。これにつきましては、通常の管理用通路3 mの上に若干の砕石等で歩きやすいような形のものを施しております。

それから、先ほどのパワーポイントのほうにもありましたが、土手の勾配を緩くした勾配、1対2の勾配をつけて整備をしておりますが、場所場所で階段等を設けて水辺にありえるような形の整備方向で、やはり水辺に親しめるようなコーナーもつくるということで整備を進めております。

【A委員】 ありがとうございます。

本題のほうの整備計画のほうとも関係する話なんですけれども、自然環境に配慮する形でコンクリートのようなものは使わないであるとか、瀬、淵やワンドをつくるような配慮をするというようなことをしていただけるようになったことは大変ありがたいなと思います。一方、実際に事業を行う際に、そういったものをどういう形で設置するのかという細かいやり方の部分で、せっかくつくっても意味をなさなかったり、あるいは同じ事業費でもはるかに効果のいいものができたりということがあるかと思います。そこら辺の技術は今、どんどん進んできているところで、皆さんもご存じの部分もあるんじゃないかと思いますが、そういったより効果の上がるような方法をとれるようなやり方ですね、あるいはそういった意見を取り入れる場をつくるであるとか、そういったことについて、これからもよろしくお願ひしたいなと思います。

【座長】 今後やる際はただいまのご意見を十分参考にして進めていただきたいと思います。なお、もし写真があれば非常によかったと思うんですが、この資料4の2枚目ですか、ここに横断図がありまして、ここで直立になっている部分が在来の二重川でしょうね。これがこう大きくなって、土羽内の斜面になるので、もうその流れと後背地とがつながるというような面から見ても、かなり環境の改善は図られるのではないかとこのように考えられますので、できればそういうものをビジュアルに出してもらえばよりよかったと思いますが。

ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

【B委員】 もう10年ほど事業を実施してきて、あと3年ほどで終わるといことですので、現在、どこまでができていくかちょっとはつきりわからないんですけども、ある程度効果が出ているんじゃないかなと思ったんです。例えば下流側の方からやってこれられて、ある程度できていて、あと、上流の方だけ残っているのか、あるいは例えば用地買収は全部終わって、あと、掘削と築堤だけすればいいのかとか、何か緊急性も非常にあることですし、現在まででもある程度こんな効果が出ているんだよと言えるとよりいいのかなと思って、ちょっと申し上げたんですが。

【座長】 何か顕著なそのあらわれがあるでしょうか。

【事務局】 それでは、整備の進捗状況なんですが、先ほどパワーポイントのほうで概略はご説明したんですが、用地買収につきましては、ほとんど99.4%完了しております。これは、若干権利関係で多少残っている程度で、ほとんど完了している状況です。

それから、整備延長のほうも、2,400mのうち1,500mとかなり完了してきております。整備手法としましては、下流から整備しておりますので、残り800mというの、上流部分が残っているような形になっておりますが、まず、治水効果としましては、当初、先ほどの横断図にも入っていましたが、現況河川が2m程度の河川だったものですから、そういう部分での治水性というのはかなり上がっております、先ほどの写真の中で昨年度の大雨で洪水が出ましたが、それでもそれ以外の近隣への田んぼ等の被害はかなり抑えられているような状況になっております。ただ、ちょっと数字的なデータがないので大変申しわけないんですが、そういうような形ですね。

それから、多自然ということで整備していることで、やはり近隣の皆さんが大変関心を持たれているという状況です。実際、本整備が終わったところの延長というのが、まだ工事している部分もありますので、730m程度が完成形で終わっております。近隣の皆さん

んもそちらのほうに行って散歩なり、自然を楽しんでいるような状況等も我々、行って見受けられるような状態になっております。実際数値で大変説明できないんですが、効果的には、治水という面からも、それから、多自然という面からも上がっているように思われます。

【事務局】 きょう委員で出席されているC委員という方がいるんですが、この方は二重川、大分詳しく歩いておりまして、その方のお話によりまして、改修した後が瀬、淵が形成されまして、大分魚のほうに戻ってきているというようなお話も聞いております。

【B委員】 要は、そういうようなことも入れておけば、その事業が現在でもある程度効果が出ていますよということ、非常にいい事業じゃないかと私は思っているんで、そうすればいいかなと。ということで、ただのB/Cだけじゃなくて、そういったまとめ方が非常によろしいんじゃないかと思って、言わせていただきました。

【座長】 はい。ありがとうございます。どうぞ。

【D委員】 大分環境の問題が今、議論されましたけれども、私も、治水がきちとなされた上でのお話なんですけど、多自然型河川づくりをされているというご説明がありまして、魚たちも大分戻ってきているというお話がありましたが、ただ問題になるのは、目標とする環境をどこに定めておられるのか。ただ、生き物が戻った、これで終わりですよではないと思うんですよね。おそらく本題のほうでも同じことだろうと思うんですが、ある期間の中で目標となる環境の設定をつけて、最初の5年間でこの程度、次の5年間でこの程度、最終的にはこういう環境を取り戻すんだという目標をぜひ個別につくられていただければと思います。

特に河川というのは、都市環境部においては重要な自然環境要素に、残された数少ない自然環境要素の一つになり得る素材だと思いますので、ただ、工法的にそういうことをしたから、それですべてだということのないようなご配慮をお願いしたいと思います。

【座長】 ありがとうございます。ほかに。

【E委員】 私どものほうは、環境研究センターということで環境の面からのお願いでございますけども、この治水計画を始められて10年ということでございますけども、10年前はまだ、さっき先生おっしゃいました水循環というような概念はあんまり一般化しておらなかったんですけども、最近、特にこういうような上流の場所に行きますと、下水道整備が普及するに従いまして、川に流れ込む自然の水が非常に少なくなってきてしまうというようなことを見受けられるわけです。いろいろご配慮いただいて、自然に配慮した

親水性護岸とか、そういうのもやっていただくわけですけども、水自体がなくなってしまうてはしょうがないということでございますので、いろいろ環境部局と調整されてやっていらっしゃるとは思いますけど、浸透施設、こういうものをさらに進めていただけたらありがたいと思います。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。二重川で浸透施設は今、市では浸透柵等については考えておられるんですか、補助するとか何か進めておられますか。

【事務局】 浸透につきましては、船橋市は結構古くというか、もう10年以上前から浸透柵、浸透トレンチの設置は進めております。ただ、ちょっとデータというか、何にも持ってきてないものですから、ちょっと数字的に答えられないんですが、その施策については相当もう他市に先駆けてやっていることになっております。

【座長】 ありがとうございます。

隣接するといいますか、隣の海老川ではもう水循環再生事業ということでいろいろやっておりますので、残り数年しかありませんので、その間にこれを取り入れるというわけにはいかないと思うんですが、そういうことも考慮に入れながら進めていただきたいと思います。

それでは、ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【C委員】 二重川の件に関してですが、私、二重川で上流域、いわゆる船橋の工事区域ですが、これはもともとコンクリート護岸だったわけです。これを外して、1年目に魚が上がってきました。それから、水がきれいになってきたと。ただ、その水の量ですが、先ほど公共下水道が進みますと、当然これ、今度川へ入るべき家庭排水が少なくなりますから減るわけです。で、その率が、これは船橋市、それから、白井市、鎌ヶ谷市ですか、3市合わせて、あそこに入っている家庭排水の91%が今、終末処理場へいっています。ということで、川の水として、これは正確ではないですけど、約3分の1に減っています。きれいになってきたことと、それから、もう1年目でカワセミがまず来たこと。それから、先ほどの船橋市の川づくりのよかったことというのは、非常に工夫して川をつくっていただきましたので、私もしょっちゅう川を見ているんですが、玉砂利といいますか、玉石を入れて瀬をつくりますね。全体の量は少ないんですけど、瀬をつくっていくと、そこからそこを急流し流れた水が下を掘るんですね、川底を。そこで、今、水量が平均して大体10cmぐらいなんですよ、水深ですね。ところが、その瀬をつくることによって、

その瀬のすぐ下が大体50cmから70cm掘り下がっています。ですから、非常に川づくりとしてもいいし、その次に今度はまたその砂がたまってまた瀬になっていくと。その次にまた掘り下がっていくということを何段階も繰り返してしまして、現在も魚が上ってきていますし、それは非常によかったなということです。それから、川へおりる、いわゆる子どもたちが今後、川でいろいろ遊んだり、それから、研究したりという川づくりもしていただきましたし、非常にいい川ができています。

私どもが今、計画していますのは、川の水量が減ってきたものですから、当然川はきれいになったけれども、日照りが続くと水のない川になっちゃうということを考えまして、河川敷の一番外側に、これは実際には細いですけど、いわゆる小川ですね、これをつくってもらいました。で、そこいらに斜面林からしみ出してくる水を入れるべくやっているんですが、これも今回ちょっと異常な日照りで水がなくなっちゃったという状態が出てきたんです。それで、今、私どもが考えているのは、これはまだ市とも細かい相談はしてませんが、できたら、そこへ上総掘りとか、そういうものを、どういう方法でやるかということはまだ私案の中ですけども、例えばみんなですしずつ金を出し合ってやろうかとか、そういうこともちょっと考えています。

それから、その川に親しんでもらうために、ひとつ昔、昭和放水路ですか、これ、皆さんご存じだと思うんですが、いわゆる印旛沼から東京湾へ水を流す。これは川幅約200mですか、というその経路にも当たってしまして、そこにそのころの標識の石があるんです。ですから、それもその一角へ立てて、看板をつくって、いわゆるもう忘れかけていることですけども、かつて戦時中にこういう川ができる予定だったんだということも併せてそれをつくりたいと思っています。

ということで、大体かなり成果が出ていますし、これは実際に、いわゆる今、船橋の中の川の一つのモデルになるんじゃないかなというふうに考えています。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。

長い間二重川を見続けておられた委員のご意見ですが、既に水は、魚も戻ってきているし、環境が大分よくなってきているというようなお話でありました。なお、船橋市のほうによく観察の結果を教えていただいて、その後に役立てるようしていただきたいと思えます。

ほかに。

それでは、議題2については、事務局の提案のとおり、継続ということによろしいかと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、了承したということにいたしたいと思います。

これで次第の議事につきましては、一応説明も終わりましたし、ご了承も得たところではありますが、先ほどの議題1のほうに対する何かご意見等がありましたらということでした。格別のご意見もなかったわけではありますが、どうでしょうか。なければ、これで了承していただいたということにいたしたいと思います。

【F委員】 1点よろしいですか。

前回印旛沼の浚渫、それから、植生帯、これを国のほうに申請された事務局のほうから話がありましたけども、現在、国の予算とかが審議されておりますけども、どういうふうになったかと。それが第1点。

第2点は、河川整備計画、それから、健全化会議の緊急行動計画、これは河川整備計画と緊急行動計画、もう一つ、水質については水質保全5カ年計画、その他あるかと思えますけれども、それぞれまだ健全化会議では、この整合性とか、どれを優先するとか、どれが競合するとか、だれが主体だとか、そういうのは話し合っておりません。したがって、現在、河川管理者として都市河川課の考え方をお聞かせ願えればと思っております。

第3点は、今、鹿島川、高崎川の拡幅工事が行われております。橋をつけかえるときにこういうわけで橋をつけかえるんだということをふるさと広場の管理棟の中に掲示がしてありました。現在、拡幅工事が行われておりますので、これをどのように行って、どのくらいの年月で行うのかの掲示を考えていただきたいと。これは3月の19日に印旛沼の水質保全協議会で一斉清掃をやりましたときに140名ぐらい、大体帰った人が多かったから半分ぐらいの人が聞いたんですけども、あれでは数字的にわからないし、質問が出ましたけれども、それで終わりました。したがって、これは、住民に知らせるということは非常に大切なことですから管理棟の中に掲示すると。そうすると、掲示したものを私どもがもらいますと、会員のほうに配って、我々が一々細かく説明しなくても、大ざっぱなことでいいからわかるようなことをこの場をかりてお願いしたいと。

以上3点でございます。

【座長】 事務局でお答え願います。

【事務局】 それでは、今の3点についてお答えさせていただきます。

まず1点目ですが、予算がどうなったかということにつきましては、今、国のほうから

まだ正式に採択するということはありません。県としては、県議会が今、終わりましたので、県としてはそれを受けるための予算措置は計上させていただきました。今のところはちょっとそういうことで、明快な答えにはなりません、国の発表を待つということであります。

それから、2点目は、いろんな会議との連携を河川管理者としてどう考えているのかと。これにつきましては、私ども、きょうの懇談会で得ましたこの整備計画（案）を推し進めるために、今、別途な健全化会議ですか、そこで流域対策をお願いすることをしておりますが、それを支援するというで、働きかけをするということを進めたいと思います。そして、河川管理者としてこの整備計画のもとに進めるために、私どもが印旛沼水質改善技術検討会というものを直接的に持っております。ここで水質の形成機構の解明ですか、印旛沼の水質がなぜ汚れているか、この解明をするということ。それから、もう1点は、その解明をした中で効果的な浄化対策はどうあるべきかと、これを検討します。このことを検討しまして、事業に反映していくということであります。そういうことで、私どもの直接的なかわりになります。健全化会議と水質保全協議会としては、流域の皆さんに問いかけをし、直接的に協力を願って、両輪で印旛沼の改善に努めるということであります。

3点目は、事務所さんでもしお答えできれば。

【事務局】 3点目なんですけど、河川事業については、当方のほうで一応事業パンフレットをつくりまして、事あるごとに一般住民に配布するような形で事業の概要についても周知するような形をとっております。3月19日に印旛沼の一斉清掃をF委員達と一緒にいったんですけど、そのときF委員から、河川事業の概要について、今やっている河川工事の概要について事業担当者のほうから説明してくれということ、5分ぐらいですかね、私が説明したわけではないんですけど、説明させていただきました。ただそれだけだと確かにわかりづらいところもあるかと思しますので、ふるさと広場の管理棟に簡単な工事の概要について掲示させていただきまして、周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

【座長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【F委員】 はい。

【座長】 ほかにご意見として、どうぞ。

【A委員】 河川整備計画の本文そのもの話ではないんですけども、この整備計画というものを今回つくって、これは一般の方にも対象としてこの計画というのはつくられ

たものなのか、それとも、例えば国に対してつくらなきゃいけないものということをつくられたのかということをお聞きしたいんですけど。

【事務局】 基本的には目的として、河川法という法律に基づいてこれを定めるという規定がありまして、それに従いまして作りましたということです。

しかしながら、この内容につきましては、すべて公開するというところで広く地域の人に見ていただくということをしております。そういう面では若干読みにくい、できるだけ私も絵を入れたりして、夢がないということをお話、受けているわけですが、ちょっと実現できそうもないことは書きづらいというところがありまして、その辺を容赦願いたいと思います。今後の課題にしていきたいと思います。

【C委員】 この位置づけについてはね、今後のスケジュールというところにあると思いますので、そのときまとめてご説明したらいかがですか。つまり、これはこの案を地域の市町村長さん達の了解を得て、きょうは出てきてもらっていますけども、その後今度は県として承認して、それを今度は国土交通省に申請するのだというようなスケジュールというんですかね、これもあわせて説明したほうがわかりやすいと思いますね。

【事務局】 はい。わかりました。これは次のステップで、事務局にお返し願いましたら、今後のスケジュールということで、もうちょっと詳細にお話しさせていただきます。

【A委員】 今、お話があったように、やはりちょっと一般の人が見るには見づらい中身なのかなという気がするんです。例えば印旛沼の緊急行動計画書のような形でつくられていたものについては、「はじめに」というところで、この計画の目的であるとか、そういったことが簡単に触れられているわけなんですけれども、今回の河川整備計画のところでも、できるかできないかは別としまして、「はじめに」みたいな形で、だれがだれのために何を目的としてというような形で簡単なアウトラインを書かれていただけると、仮に一般の人が見られたときにでも、最初にどういうものなのかということが理解できるのではないかなと思いましたので、ちょっとお考えいただければと思います。

【座長】 ありがとうございます。それに対しては事務局のほうから後ほどお答えしていただくことにして、本日の私に与えられました議事については、この2つはこれで了承していただいたということにして、ここで、議事のほう、その他のただいまのご質問等に対するの進行のほうを事務局にお渡しいたします。ただいままでのご協力ありがとうございました。

【司会】 高橋委員長には、議事進行、ほんとうに長い時間ありがとうございました。

また、委員の皆様には、事務局の説明にご理解をいただきありがとうございました。そしてまた、これからの私どもの川の管理のあり方について、環境の面とか、いろんな意味でご意見をいただきました。これを参考にさせていただきまして、私ども一日も早くこの計画を国と調整し、わかりやすい形で多くの人に見ていただく、もしくは管理をしていくということをしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、ちょっと最後になりますが、事務局から2点お話をさせていただきます。

まず1点目は、今後のスケジュールについて、説明をさせていただきます。事務局の中橋のほうからお願いします。

6 . 今後のスケジュール(案)について

【事務局】 今後のスケジュールについては、資料5のほうにA4横書きのカラーで記載させていただきました。本日第3回の印旛沼部会が開催されまして、この結果を取りまとめまして、平成16年度4月16日と書いてあるんですが、これ、もう少し、今、5月中旬からというふうな予定で1カ月ほど公開したいと考えています。県のほうのちょっと組織がこの4月をもって変わるということで、その組織的な問題がありまして、広報紙にも載せて公開したいというふうに考えておりますので、一月ほど予定をおくらせていただきまして、5月中旬ごろからというスケジュールで公開したいと思っております。その後、また意見等が集まりましたら、その辺もある程度取りまとめていきたいというふうに考えておりますが、今回もって決まりましたこの(案)を基本的には県庁内部の環境部、それから、農林部局、この辺と意見交換をし、協議をしてまいりたいと。あわせまして、流域市町村、こちらも印旛沼関係だけではなく、手賀沼、それから、根木名川圏域も含めまして、かなり多くの市町村があるんですが、意見照会を図るというようなことを行いまして、最終的に、それを含めてまた若干場合によっては言い回し等変わるかもしれませんが、その辺をもって国のほうへ協議を上げていくというふうな形になります。窓口としては、国のほうの国土交通省関東地方整備局というところが具体的な窓口になるんですが、あわせて関東農政局、農林部局のほうは関東農政局のほうにもこの計画書が上がっていきます。関東農政局と国土交通省の関東地方整備局のほうと最終的に協議を行いまして、合意形成が図られた段階で案がとれるというふうな形になります。これに要する時間的な問題としましては、大体早くても1年ぐらいかかるのではないかとこのように予想されております。

一応その中でまた変更等がありましたら懇談会を開催させていただきまして、その辺のご報告もさせていただくというようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、先ほど住民向けというような話がございましたので、県のほうといたしましても、今、これ、河川法に基づきまして河川整備計画というものを作成させていただいたわけなんですけれども、河川管理者だけでやる工事ばかりが記載されているわけではございません。内容には流域対策というものも、これは法的に縛るわけではないんですけれども、河川整備計画（案）の中には含まれております。地域の方々とやはりともに取り組まなければいけない内容もあるということから、場合によっては、概要版なり、要約版なりをつくりまして、また、配布も検討していきたいと考えておりますので、その点もよろしくお願いいたしたいと思えます。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。

もう1点は、今、お手元にこんなちょっと色刷りでなくて見にくくて申しわけありませんが、都市型水害国際シンポジウムという1枚のペーパーをお配りさせていただきました。これが下にありますように2月28日に東京で開催されました。終わったものを今、出してということがありますが、NHKが来てテレビ撮影しておりました。それで、その結果を5月の、ちょっと日にちがまだはつきりしないということでしたが、これ、150分ほどシンポジウムが開催されました。これを120分程度に圧縮して、5月にNHKテレビで全国に放送するというのを聞きましたので、情報として報告させていただきます。できましたらぜひ見ていただきたいと思えます。というのは、この印旛沼は利根川に水が出ていくと。利根川は関東平野、オーバーな言い方をしますと、関東平野に降った雨が全部通過して太平洋に出るということです。非常に高い堤防に守られたこの地域は、やはりいろんな議論が出ました。参考になろうかと思えますので、まちづくりに生かしていただければと思えます。

私が共鳴したのは、福岡県福岡市がやはり20年間大きな水害がない地域であった。突然大きな雨が降った。そして、再度災害防止ということで河川整備を始めたけども、整備が終わらないうちにまた大きな水害を受けてしまった。という教訓から、整備はもちろんやるんだけど、基本的には備えが大事だということで、川はいつの世もあふれる可能性を持っている。だから、備えをする。ですから、水害が起きない前の備え、どうあるべ

きか、流域住民と行政がどうあるべきか、そして、大きな水害が起きたときはまたお互いに力を合わせてどうあるべきか、そういうことでまちづくりを見直しているということをおっしゃいました。そして、それを今、実現しようとしております。そのことは非常に、きょうこの河川整備計画を議論していただきましたが、このこととあわせて同じようにこの地域も取り組みをしないといけないのかなと個人的には思っております。そういう意味で、また、そういうものを議題にしました討論を皆さんとできればなと思っております。そんなことでちょっと思いましたので報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

ということで、長い時間ありがとうございました。これをもちまして、きょうの議題でありました整備計画(案)、それから、二重川の事業再評価の2件につきまして審議を終了させていただきます。ありがとうございました。またよろしく申し上げます。

了